

田野畑村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 27 日
(変更 令和 5 年 12 月 25 日)
(変更 令和 7 年 3 月 26 日)

田野畑村農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

田野畑村においては、農業の担い手不足と高齢化、それらに伴う遊休農地の発生が懸念される。また、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域において農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、対策の強化を図ることが求められている。

農業委員会として、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化等の、農地等の利用の最適化に積極的に取り組んでいくため、実質化された人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の実践を図るとともに、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農地等を表示した地図等を明確化し、公表するものをいう。）の策定に取り組む、かつ、上記計画に基づく農地中間管理事業等を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の特色を生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）とが連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、田野畑村農業委員会の指針として、具体的な目標、推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する岩手県の「岩手県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条第1項に規定する田野畑村の

「田野畑村農業経営基盤強化促進基本構想」（令和３年度～令和１２年度）の最終年度を目標年度とし、同年度に検証・見直しを行うことを基本に、農地等利用の最適化の推進状況に応じて随時見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通史、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年3月)	661ha	93ha	14.1%
中 間 (令和10年3月)	661ha	90ha	13.6%
目 標 (令和13年3月)	661ha	87ha	13.2%

※農地面積は、「耕地及び作付面積統計における耕地面積」と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積。

【目標設定の考え方】

6年間で6ha(年間1ha)の解消を目標とする。

農地面積において、再生困難な農地の発生面積を算出することは困難であるため、農地面積は現状の661ha固定とした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員は、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施するとともに、利用意向調査にあたっては、

必要に応じて農業委員及び推進委員の訪問により適正かつ迅速な意向把握に努める。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進が見込まれないことが明らかな土地については、現状に応じて非農地判断を実施し、守るべき農地を明確にする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2. 担い手への農地の利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和7年3月)	661ha	391.06ha	59.2%
中 間 (令和10年3月)	661ha	396.27ha	59.9%
目 標 (令和13年3月)	661ha	399.27ha	60.5%

【目標設定の考え方】

6年間で概ね8.25haの新規集積を目標とする。

農地面積において、再生困難な農地の発生面積を算出することは困難であるため、農地面積は現状の661ha固定とした。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 実質化された地域農業マスタープランの実践について

農業委員・推進委員は地域農業マスタープランの見直し等地域ごとの話し合いに積極的に参画し、地域農業が抱える諸問題の解決に取り組むとともに、実質化された地域農業マスタープランの実践活動に取り組む。

② 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（地域農業マスタープラン地区）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」を作成するした。今後は、作成した「地域計画」を実効性のあるものとするため、継続的な利用意向調査等、主体的な見直しに取り組む。

③ 農地中間管理機構等との連携について

村、農地中間管理機構及び農協等との連携を強化し、(ア)農地中間管理機構

に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)離農・経営転換・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、「地域農業マスタープラン」の見直し、「地域計画」の策定・見直しとともに担い手への農地の利用集積・集約を推進する。

⑤ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の利用調整と利用権の再設定を推進する。

中山間地域等の条件不利地にあつては、農地中間管理事業による簡易な基盤整備の活用を検討する等、地域の状況に応じた取り組みを進める。

⑥ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知できない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 7 年 3 月）	0人 (0ha)	0法人 (0ha)
中 間 （令和 10 年 3 月）	1人 (1. 65ha)	0法人 (0ha)
目 標 （令和 13 年 3 月）	2人 (3. 3ha)	0法人 (0ha)

【目標設定の考え方】

- ① 過去5年間（令和2年度から令和6年度までにおける新規参入者（個人及び法人）実績は2名であることから、6年の目標年度において少なくとも2名の新規参入者を確保することを目標とする）。
- ②新規参入者取得面積にあつては、以下のとおりとする。
- （経営局長通知第1の2の（1）の①のウの規定に基づき、以下の算出方法に基づき2.35haとした。）
- ア 令和4年度から令和6年度までの各年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積：16.77ha（認定農業者等の担い手から担い手への農地の権利移動は含まず）
- イ アの3ヵ年平均値：5.59ha
- ウ イの10%以上となる面積×6年：0.55ha×6年÷3.3ha
- エ 法人の新規参入については動向を予測し辛いことから、現状と同一の目標値とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

村、県農業会議、農地中間管理機構及び農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規首脳を受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

農地中間管理事業を活用し、積極的に企業の参入の促進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後も助言等を行い新規参入者のフォローアップに努める。

（３）新規就農の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域農業マスタープラン」「地域計画」の目標を達成するための役割
田野畑村において実質化された「地域農業マスタープラン」及び地域計画」において、農業委員会は次の役割を担っていく。

- １．「地域計画」策定に係る田野畑村及び関係機関等との連携による情報収集
- ２．目標地図の更新
- ３．日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ４．農家・農地所有者への声掛け等による意向把握
- ５．「地域農業マスタープラン」「地域計画」において位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ６．農地中間管理事業の活用働きかけ
- ７．「地域農業マスタープラン」「地域計画」の定期的な見直しへの協力